

議案第 6 号

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 6 月 19 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27
年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

- （4） 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有す
る者

第10条第3項に次の1号を加える。

- （10） 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認め
たもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。